

## 静岡理工科大学動物実験委員会規程

平成25年 4月12日 制定

平成27年 3月27日 改正

令和 4年 7月15日 改正

令和 8年 8月28日 改正

### (趣 旨)

第1条 この規程は、静岡理工科大学動物実験規程第4条第2項の規定に基づき、静岡理工科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 学部長                 | 1人 |
| (2) 総合技術研究所所長           |    |
| (3) 飼養保管施設に関する管理責任者     | 1人 |
| (4) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 1人 |
| (5) 実験動物に関して優れた識見を有する者  | 1人 |
| (6) 理工学系の教員             | 1人 |
| (7) 事務局長                |    |
| (8) 学術企画室課長             |    |
| (9) 総務課長                |    |

(10) その他委員長が必要と認めた者（本学に属しない非専門家を含む。）

2 前項第4号及び第5号に規定する委員は、必要に応じて本学に属しない専門家をもって充てることができる。

### (任 期)

第3条 前条第1項第3号から第6号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
なお、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、学部長の中から、大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。

2 副委員長は、総合技術研究所所長がこれに当たる。

### (会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(所掌事項)

第6条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の事項を協議し、学長に対する助言又は勧告を行う。

- (1) 動物実験計画の関係法令、関係指針等及び静岡理工科大学動物実験規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) 動物実験等に関する情報の公表に関すること。
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は、前項に規定する事項のほか、必要に応じて動物実験責任者その他動物実験従事者に報告を求め、実験の実施状況を把握することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見等を求めることができる。

(学長への答申)

第8条 委員長は、学長の諮問を受けた事項について、協議結果を速やかに学長に答申するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局総務課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は委員会で審議し、大学評議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。